




弁護士と建築士による 住宅についての無料専門家相談のご案内

ポイント

- まず  **住まいるダイヤル** 0570-016-100 にお電話でご相談いただき、ご予約を受け付けます。
- 面談当日は、弁護士1名と建築士1名がペア（原則）でご相談に応じます。
- 相談時間は1時間（無料）です。
- 相談場所は、弁護士会館内の相談室などです。

利用できる方（相談者）

- 評価住宅（建設住宅性能評価書が交付された住宅）の取得者または供給者
- 保険付き住宅（住宅瑕疵担保責任保険が付された住宅）の取得者または供給者
- 住宅リフォーム工事を発注し、または発注を予定されている方

1 ① ① ①
まず電話相談を
していただきます。

3 ③ ③ ③
弁護士会から実施日時
や場所を相談者に連絡
します。

4 ④ ④ ④
弁護士と建築
士が面談しま
す。



一級建築士などの資格を持つ相談員
がお電話でのご相談に応じます。

電話番号 **0570-016-100**

（受付）10～17時（土日祝休日を除く）

PHSや一部のIP電話からは
03-3556-5147をご利用ください。

※住まいるダイヤルは国土交通大臣から指定を受けた唯一の住宅専門の相談窓口で、（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターの愛称です。

相談を担当する専門家 （弁護士と建築士）

全国の弁護士会

※一部の弁護士会は準備中です。

詳しくは、住まいるダイヤルにお電話いただくか、ホームページをご覧ください。

(http://www.chord.or.jp/consult/1_2.html)

2 ② ② ②
相談内容その他を
弁護士会に連絡します。

建築士の団体

協力・連携